

令和6年 第2回

戸田市教育委員会定例会

令和6年2月15日

戸田市教育委員会

第2回教育委員会（定例会）次第

- 1 開会
- 2 前回の会議録の承認
- 3 教育委員提案 別添 資料 1のとおり
- 4 報告事項 別添 資料 2のとおり
- 5 議事 ページ
 - (1) 議案
 - 議案第5号 令和6年度当初戸田市立小・中学校教職員の人事異動（案）について
【秘密会】……………（ 資料は当日配布）
 - 議案第6号 「戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）」について…………… 1
 - 議案第7号 令和5年度戸田市教育委員会表彰について【秘密会】…………… 1 7
 - 議案第8号 戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）及び戸田市立図書館の
図書館資料に係る利用の制限に関する要綱（案）について…………… 4 2
- 6 その他
 - (1) 次回の教育委員会の日程（案）
令和6年3月21日（木）午後1時30分～
 - (2) その他
- 7 閉 会

戸田市立小・中学校職員服務規程の一部改正について

1 改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の3の規定により高齢者部分休業が導入され、それに伴い職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年埼玉県条例第30号）が施行されたため。

2 改正の概要等

- （1）高齢者部分休業の承認等に係る規定の整備及び様式等の追加
- （2）その他規定の整備

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

4 その他

制度内容については、別紙参照

制度の趣旨

- 定年の引上げに伴い、加齢に伴う諸事情やボランティア活動等地域活動への参加などの理由により、定年前に勤務時間を短くすることを希望する（または退職する）高齢層職員がこれまで以上に増加することが見込まれるため、これらの高齢層職員が、定年まで活躍できる環境整備が必要になります。
- そこで、高齢期の職員の多様な働き方のニーズに応えるための選択肢の一つとして、定年の引上げに合わせて、高齢者部分休業制度を導入しました。



取得可能時期

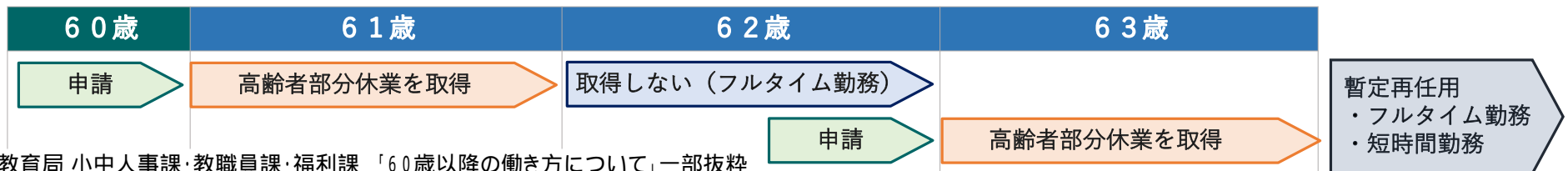
- 高齢者部分休業は定年の引上げに伴う継続勤務中に取得可能な制度です。
- 段階的引上げ期間中を含めた取得可能時期は右表における枠内となります。

. . . 取得可能時期

該当する職員	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	61歳定年		62歳定年		63歳定年		64歳定年		65歳定年		
S38.4.2～S39.4.1 (R5年度末60歳)	60	定年 61	62	63	64	65					
S39.4.2～S40.4.1 (R5年度末59歳)	59	60	61	定年 62	63	64	65				
S40.4.2～S41.4.1 (R5年度末58歳)	58	59	60	61	62	定年 63	暫定再任用 64	65			
S41.4.2～S42.4.1 (R5年度末57歳)	57	58	59	60	61	62	63	定年 64	暫再 65		
S42.4.2～S43.4.1 (R5年度末56歳)	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年 65	
S43.4.2～S44.4.1 (R5年度末55歳)	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	定年 65

- ① 60歳に達した日後の最初の4月1日から定年退職日まで取得可能
- ② 年度ごとに意向を把握
- ③ フルタイム勤務への復帰が可能

◎ 定年が段階的に63歳まで引き上げられた時点のイメージ



内容

対象職員（取得可能年齢）

60歳に達した職員

取得の申請

原則として前年度に申請

承認の要件

職員が申請した場合において、校務の運営に支障がないと認めるとき
(申請があった場合、原則として承認する)

取得可能時期

60歳に達した日後の4月1日から、定年退職日までの間（年度単位で承認）

勤務パターン

次に掲げるいずれかの勤務形態

- ①週20時間15分
- ②週28時間45分
- ③週33時間45分

※従来の部分休業とは異なり、承認された休業時間について、日ごとに取消し又は短縮することは認められません。（ただし本人からの希望があり、かつ、勤務することがやむを得ないと所属長が認める場合を除く）

給与の取扱い

休業時間に応じて減額して支給

部分休業を取得したときの後補充

全ての勤務形態において後補充に努めます。
後補充については、休業時間・職務内容を勘案し、定数措置または会計年度任用職員の措置をもって行います。
必要な予算措置について、財政関係部局と調整してまいります。



- 高齢者部分休業を取得しようとする教職員は、原則として前年度に校長を通じて市町村教育委員会に申請します。
(書類の提出期限は12月末日予定)
- 校長は、業務内容や業務量を考慮の上、必要に応じて所属内の業務分担の変更などを行います。
- 高齢者部分休業の承認は、市町村教育委員会が行います。

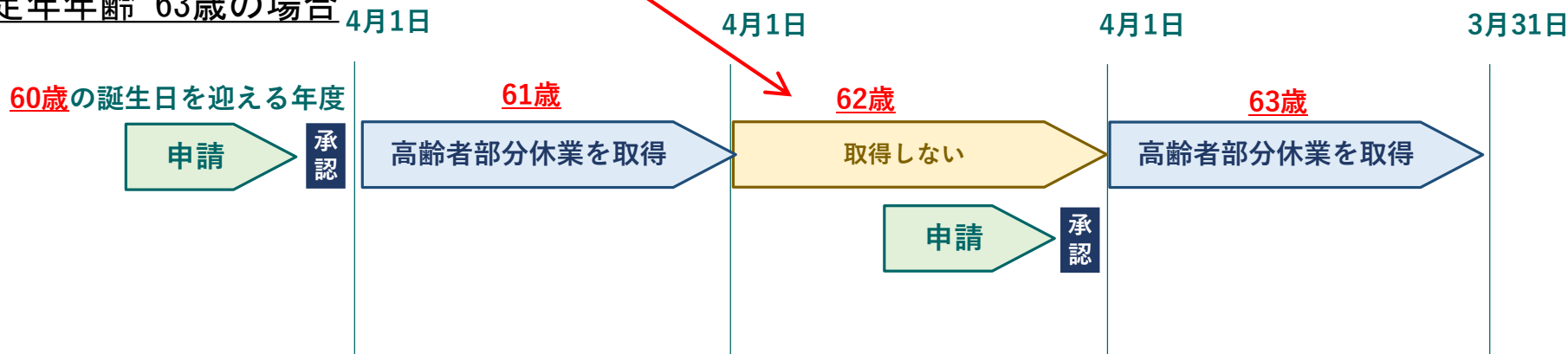
高齢者部分休業の取得のイメージ

- ① 60歳に達した日後の最初の4月1日から定年退職日まで取得可能
- ② 年度ごとに意向を把握
- ③ 年度ごとに取得の有無の変更が可能



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

※定年年齢 63歳の場合



※従来の部分休業とは異なり、承認された休業時間について、日ごとに取消し又は短縮することは認められません。(ただし本人からの希望があり、かつ、勤務することがやむを得ないと所属長が認める場合を除く)

学校職員の高齢者部分休業の勤務パターン

- 次に掲げるいずれかの勤務形態（勤務パターン）を標準とします。
- いずれかの勤務形態（勤務パターン）の中で、いずれかの曜日及び時間帯に勤務します。
- 週当たりの勤務日数、勤務時間の割振りは、各校種における再任用短時間勤務等の制度と同様の運用とします。
- 次の3パターンで運用することとします。

	週当たり 休業時間	週当たり 勤務時間	勤務形態	イメージ					後補充	
				月	火	水	木	金	教諭等	その他
A	18時間30分	20時間15分	7時間45分×2日 4時間45分×1日	勤務	勤務	勤務 休業	休業	休業	非常勤講師 週19時間以内 ※1	会計年度任用職員 週19時間 ※1
B	10時間	28時間45分	5時間45分×5日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	非常勤講師 週10時間以内	会計年度任用職員 週10時間
				休業	休業	休業	休業	休業		
C	5時間	33時間45分	6時間45分×5日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	非常勤講師 週5時間以内	会計年度任用職員 週5時間
				休業	休業	休業	休業	休業		

※1 校種により、同一校2人で休業時間の合計が週38時間になる場合は、定数措置を行い、後補充として臨時的任用職員1人（週38時間45分）（または非常勤講師2人）を配置とすることができるよう努める。



戸田市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令（案）

戸田市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項中「第12条第1項第24号」を「第12条第1項第25号」に改める。

第17条の13を第17条の15とし、第17条の10から第17条の12までを2条ずつ繰り下げ、第17条の9の次に次の2条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書（第25号様式の2）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第17条の11 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ高齢者部分休業変更承認等申請書（第25号様式の3）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

第25号様式の次に別記の2様式を加える。

第26号様式中「第17条の10関係」を「第17条の12関係」に改める。

第27号様式中「第17条の11関係」を「第17条の13関係」に改める。

第27号様式の2中「第17条の12関係」を「第17条の14関係」に改める。

第27号様式の3中「第17条の13関係」を「第17条の15関係」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職

員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。

戸田市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第24号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボランティア活動計画書(第9号様式)を添えなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第11条～第17条の9 (略)</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(休暇)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 職員が、勤務時間等規則第12条第1項第25号に規定する休暇を受けようとするときは、第2項による願い出の際、ボランティア活動計画書(第9号様式)を添えなければならない。</p> <p>8～10 (略)</p> <p>第11条～第17条の9 (略)</p> <p><u>(高齢者部分休業の承認申請)</u></p> <p>第17条の10 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により<u>高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(第25号様式の2)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(高齢者部分休業の変更承認等申請)</u></p> <p>第17条の11 <u>高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしよ</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>第17条の10～第17条の13 (略)</p> <p>第18条～第26条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>様式 (略)</p>	<p><u>うとするときは、あらかじめ高齢者部分休業変更承認等申請書(第25号様式の3)を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。</u></p> <p><u>第17条の12～第17条の15 (略)</u></p> <p>第18条～第26条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この訓令の施行の際、現に印刷されている改正前の戸田市立小・中学校職員服務規程に規定する様式は、当分の間、取り繕って使用することができるものとする。</u></p> <p>様式 (略)</p>

第25号様式の2（第17条の10関係）

表

高齡者部分休業承認申請書	
年 月 日	
戸田市教育委員会 様	
学校名 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____	
次のとおり高齡者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳)
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齡者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。

裏

職 名				氏 名			時間数	備 考
受 理				高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 請 求 を 取 消 す 時 間			時間数	備 考
決 裁 権 者				月 日	午 前	午 後		
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	
				・	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

第25号様式の3（第17条の11関係）

<p>高齢者部分休業変更承認等申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>戸田市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">学校名 _____ 職 名 _____ 氏 名 _____</p> <p>次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。</p>	
<p>1 変更・取消し の理由</p>	
<p>2 変更後の期間</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日 まで</p>
<p>3 変更後の 休業時間 (1週間当たり)</p>	<p>時間 (内訳 _____)</p>

(注)「3 変更後の休業時間（1週間当たり）」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

第26号様式（第17条の12関係）

自己啓発等休業承認申請書				
埼玉県教育委員会 様		年 月 日		
次のとおり自己啓発等休業の承認期間の延長を申請します。		学 校 名 職名・氏名		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業（2及び3に記入） <input type="checkbox"/> 期間の延長（2及び4に記入）			
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称		
		大学等の所在地		
		課程（修業年限）	(年)	
		履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	国際貢献	活動組織		
		活動国・地域		
		活動内容		
活動期間	国内訓練	年 月 日から 年 月 日まで		
	活動国滞在	年 月 日から 年 月 日まで		
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで			
既に自己啓発等休業をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備考				

- (注) 1 この申請書には、次の事項を記載した書類を添付すること。
- ア 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - イ アの内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等課程の履修をしようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入すること。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 該当する口には、レ印を記入すること。

自己啓発等休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学 校 名
職名・氏名

次のとおり自己啓発等休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた。
- 在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している又は参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない。
- 大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている。

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(大学等課程の休業及び停学の場合は、その終期： 年 月 日まで)

3 理由

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

第27号様式の2 (第17条の14関係)

配偶者同行休業承認申請書		年 月 日
埼玉県教育委員会		学校名 職 名 氏 名
承 認 次のとおり配偶者同行休業の 期間の延長 を申請します。		
1	申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入)
2	氏 名	
	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
3	外国滞在中の住所 (居所)	
4	申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
5	延 長 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	既に配偶者同行休業 をしている期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- (注)
- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び外国滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 - 2 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
 - 3 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 - 4 該当する口には、レ印を記入すること。

第27号様式の3 (第17条の15関係)

配偶者同行休業状況報告書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学校名
職 名
氏 名

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について変更が生じたので報告します。

1 事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなった。
- 配偶者が外国に滞在する事由が、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年埼玉県条例第37号）第4条に規定する配偶者同行休業の事由に該当しないこととなった。
- 配偶者の氏名及び職業に変更があった。
(変更後の氏名：)
(変更後の職業：)
- 配偶者が外国に滞在する事由に変更があった。
変更後の滞在事由： 外国での勤務
 事業の経営その他の個人の業としての活動
 大学等での修学
変更後の所属先名称：
変更後の所属先所在地：
- 配偶者が外国に滞在することが見込まれる期間に変更があった。
(変更後の期間： 年 月 日 ~ 年 月 日)
- 職員及び配偶者の外国における住所又は居所に変更があった。
(変更後の住所又は居所：)

2 報告の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□には、レ印を記入すること。

概要書

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)及び戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)について

1 改正内容

令和6年3月1日より、以下の内容に対応するため、戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する。

- ・個人番号カードで図書館資料の貸出が行えるようになること
- ・電子申請で図書館手続きを受付すること
- ・学校団体貸出用の貸出券の管理方法を変更すること
- ・資料の劣化によりビデオテープとカセットテープの貸出を廃止すること
- ・館外貸出資料の延滞者に対する利用の制限について明確にすること

併せて改正後の戸田市立図書館条例施行規則(平成30年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却にしなかった者に対する図書館利用の制限について必要な事項を定めるため要綱を制定する。

詳細は、別添「戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)」、「戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表」及び「戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)」のとおり。

2 改正理由

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則(案)

(1)第3条関係(職員)

例規・法令名を最初に引用するときは、例規・法令名の後ろに公布年、種別、番号を括弧書きで付す必要があるため。

(2)第9条関係(貸出券)

第1項について、図書館資料の館外利用をする際には、図書館資料貸出申込書を提出し、貸出券の交付を受けなければならない。

このため、現在は、市内の小学校及び中学校(以下「学校」という。)への団体貸出についても貸出を希望する全学級分について同様の手続きを行い、貸出券を交付している。しかし、団体貸出は、貸出を希望する学級からFAXで申込みを受付した後、図書館側で資料の選定、貸出手続きを行い、巡回車で図書館から学校へ配送していることから、学校が貸出券を使用する機会がない。学校が貸出券を管理する手間や紛失のリスクを考慮し、学校に貸出券を交付するのではなく、図書館側で学校の貸出券を一括管理することを可能するため、ただし書を追加する。

第3項について、個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録する手続きについて追加する。

第4項について、項番を繰り下げるとともに、個人番号カードによる図書館資料の館外貸出しについて追加する。

第5項から第9項は、第3項の追加による項番の繰り下げ。

第10項について、文中の項番の繰り下げ。

第11項について、図書館では、貸出券の有効期間を1年間とし、身分証明書により登録情報の確認を行い、有効期間を更新している。個人番号カードを図書館の貸出券として使用している者については、個人番号カードが持つ証明書の機能により、システム上、個人番号カードの有効性を確認できるようになる。住所等に変更があった場合、証明書は失効となるため、これにより当該利用者の住所等の変更の有無を確認することができる。変更が無いことが確認できたときは、その確認をした日から自動的に1年間有効期間を更新できるよう改正する。

第12項について、個人番号カードについて追加する。

(3)第9条の2関係(電子申請による特例)

令和6年3月から戸田市スマート申請システム(以下「システム」という。)で新規登録や住所変更などの図書館手続きを受付するにあたり、システムから申請した利用者に対しては、貸出券の現物ではなく、貸出券番号及びパスワードのみ交付する。利用者は、交付された貸出券番号及びパスワードを用いて自身の持つスマートフォン等で図書館ホームページにログインすることで、画面上に貸出券番号のバーコードを表示することができ、図書館資料の貸出などのサービスを受けることができる。これに対応するため追加する。

(3)第10条関係(貸出数量及び貸出期間)

第10条第1項について、現在図書館で所蔵しているビデオテープおよびカセットテープの劣化が著しいことから、館外貸出しを廃止する。これに伴い、表中の「カセットテープ」を削る。

(4)第12条関係(図書館資料の利用の停止)

館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対して行う図書館資料の利用制限について別途要綱を定め、明確にするため追加する。

(5)第34条関係(指定管理者による管理)

第9条の項追加に合わせ、改める。また、語句の修正を行う。

(5)様式の変更

・第2号様式

貸出券(裏面)の戸田公園駅前配本所の所在地について修正する。

戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱(案)

改正前の規則に基づき、図書館では、1日以上延滞した場合は延滞資料の貸出期間延長の停止、30日以上延滞した場合は館外貸出の停止を行っている。

しかし、実際の業務においてはこれに加え、1日以上延滞した場合は予約の新規受付及び貸出券の再発行、30日以上延滞した場合は貸出券の有効期間の更新を制限している。

延滞者に対しては、随時および定期的に督促を行っているところであるが、督促に加えて利用の制限をかけることで貸出期間内の返却を促している。これらの制限については内規に基づき実施しているものであるが、制限の根拠として対外的に認知されていないことから、今般、要綱として規定するものである。

3 施行日

規則 令和6年3月1日

要綱 令和6年3月1日

戸田市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則（案）

戸田市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「戸田市行政組織規則」の次に「（平成17年規則第7号）」を加える。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会が特に認めたものについては、この限りでない。

第9条第10項中「貸出券を」を「貸出券（第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを含む。）を」に改め、同項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 第8項及び第9項の規定にかかわらず、教育委員会は、第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを所持する者に対して、申込書の記載内容に変更が無いことを確認できたときは、確認できた日から1年間有効期間を更新するものとする。

第9条第9項中「第6項」を「第7項」に、「第7項ただし書」を「第8項ただし書」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「貸出券」の次に「又は第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カード」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により貸出券の交付を受けた場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録しようとする者は、教育委員会に申し出ることにより、当該機能の登録を受けなければならない。

第9条の次に次の1条を加える。

（電子申請による特例）

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、図書館資料の館外利用をしようとするものが、申込書の記載事項を、スマート申請システムにより教育委員会に申請し、かつ、貸出券の情報を電子計算機の映像面に表示できるときは、当該電子計算機の映像面を貸出券の代替とすることができる。この場合において、当該電子計算機の映像面による図書館資料の利用等については、貸出券による図書館資料の利用等の例による。

第10条第1項の表中「・カセットテープ」を削る。

第12条の見出し中「館外利用」を「図書館資料の利用」に改め、同条中「ものに対し」の次に「、別に定めるところにより」を加え、「の館外利用」を「の利用」に改める。

第34条中「第4項、第8項及び第10項各号列記以外の部分」を「第3項、第5項、第9項、第11項及び第12項各号列記以外の部分」に、「並びに第22条」を「及び第22条」に改める。

第2号様式中「戸田市本町4丁目11番15号」を「戸田市本町4丁目15番11号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の第2号様式については、当分の間取り繕って使用することができるものとする。

戸田市立図書館条例施行規則新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(職員)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(職員)</p>
<p>第3条 (略)</p>	<p>第3条 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則第13条から第16条までの規定を準用する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 主幹、副主幹、主査及び主任の基本的な職務は、戸田市行政組織規則(平成17年規則第7号)第13条から第16条までの規定を準用する。</p>
<p>第4条～第8条 (略)</p>	<p>第4条～第8条 (略)</p>
<p>(貸出券)</p>	<p>(貸出券)</p>
<p>第9条 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資料貸出申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育委員会に提出し、貸出券(第2号様式)の交付を受けなければならない。</p>	<p>第9条 図書館資料の館外利用をしようとするものは、図書館資料貸出申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)を教育委員会に提出し、貸出券(第2号様式)の交付を受けなければならない。<u>ただし、教育委員会が特に認めたものについては、この限りでない。</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の規定により貸出券の交付を受けた場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードに図書館の貸出券として使用できる機能を登録しようとする者は、教育委員会に申し出ることにより、当該機</u></p>

改正前

3 図書館資料の館外利用をするときは、その都度貸出券を提示しなければならない。

4 ~ 8 (略)

9 第6項の規定にかかわらず、第7項ただし書の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。

10 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出券を無効とすることができる。

(1) ~ (3) (略)

改正後(案)

能の登録を受けなければならない。

4 図書館資料の館外利用をするときは、その都度貸出券又は第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを提示しなければならない。

5 ~ 9 (略)

10 第7項の規定にかかわらず、第8項ただし書の規定による申請により更新された貸出券の有効期限は、当該更新の決定をした日から1年を経過する日とする。

11 第8項及び第9項の規定にかかわらず、教育委員会は、第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを所持する者に対して、申込書の記載内容に変更が無いことを確認できたときは、確認できた日から1年間有効期間を更新するものとする。

12 教育委員会は、貸出券の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出券(第3項の規定により貸出券の機能が登録された個人番号カードを含む。)を無効とすることができる。

(1) ~ (3) (略)

(電子申請による特例)

第9条の2 前条第1項の規定にかかわらず、図書館資料の館外利用をしようとするものが、申込書の記載事項を、スマート申

改正前

(貸出数量及び貸出期間)

第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
(略)	(略)	(略)	(略)
団体等	(略)	(略)	(略)
	C D・カセットテープ	10点以内	15日以内

2 (略)

第10条の2・第11条 (略)

(館外利用の停止)

第12条 教育委員会は、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対し、一定期間図書館資料の館外利用を停止することができる。

第13条～第33条 (略)

(指定管理者による管理)

改正後(案)

請システムにより教育委員会に申請し、かつ、貸出券の情報を電子計算機の映像面に表示できるときは、当該電子計算機の映像面を貸出券の代替とすることができる。この場合において、当該電子計算機の映像面による図書館資料の利用等については、貸出券による図書館資料の利用等の例による。

(貸出数量及び貸出期間)

第10条 同時に館外利用できる図書館資料の貸出数量及び貸出期間は、次のとおりとする。ただし、館長が許可した場合は、この限りでない。

区分	図書館資料	貸出数量	貸出期間
(略)	(略)	(略)	(略)
団体等	(略)	(略)	(略)
	C D	10点以内	15日以内

2 (略)

第10条の2・第11条 (略)

(図書館資料の利用の停止)

第12条 教育委員会は、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかったものに対し、別に定めるところにより、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

第13条～第33条 (略)

(指定管理者による管理)

改正前

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第4項、第8項及び第10項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで並びに第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

第35条 （略）

附 則 （略）

改正後(案)

第34条 第4条から第10条の2まで、第12条から第18条まで及び第20条から第23条までの規定は、第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第4条中「戸田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、教育委員会の承認を得て」と、第8条中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第9条第1項、第3項、第5項、第9項、第11項及び第12項各号列記以外の部分中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条及び第10条の2中「館長が」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得て」と、第12条、第13条、第16条から第18条まで及び第22条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとし、第1号様式から第8号様式までに替わるものを指定管理者が別に定めるものとする。

第35条 （略）

附 則 （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年3月1日から施行する。

（経過措置）

改正前

改正後(案)

第1号様式 (略)

第2号様式

2 この規則の施行の際、現に印刷されている改正前の第2号様式については、当分の間取り繕って使用することができるものとする。

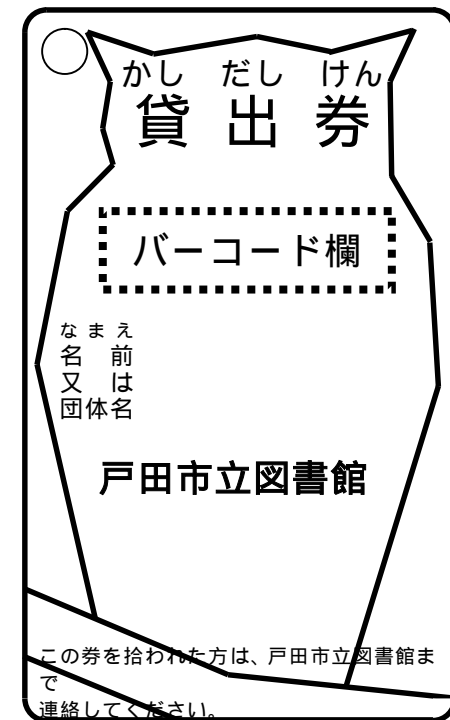
第1号様式 (略)

第2号様式

(表)



(表)



改正前			改正後(案)		
	(裏)			(裏)	
	<p>この券は、戸田市立図書館全館共通で使えます。ただし、団体については中央図書館のみです。 この券を他人に貸したり、譲り渡さないでください。 この券を無くしたとき、又は氏名、住所、電話番号などに変更があったときは、速やかに連絡してください。</p>			<p>この券は、戸田市立図書館全館共通で使えます。ただし、団体については中央図書館のみです。 この券を他人に貸したり、譲り渡さないでください。 この券を無くしたとき、又は氏名、住所、電話番号などに変更があったときは、速やかに連絡してください。</p>	
	中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電話		中央図書館	戸田市大字新曽1707番地 電話
	上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2階) 電話		上戸田分館	戸田市上戸田2丁目21番1号 (上戸田地域交流センター2階) 電話
	下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電話		下戸田分室	戸田市下前1丁目2番20号 (東部福祉センター1階) 電話
	美笹分室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電話		美笹分室	戸田市美女木5丁目2番地の16 (西部福祉センター2階) 電話

改正前				改正後(案)			
	下戸田南分室	戸田市川岸2丁目4番8号 (心身障害者福祉センター3階) 電話				下戸田南分室	戸田市川岸2丁目4番8号 (心身障害者福祉センター3階) 電話
	戸田公園駅前 配本所	戸田市本町4丁目11番15号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話				戸田公園駅前 配本所	戸田市本町4丁目15番11号 (戸田公園駅前行政センター2階) 電話
第3号様式～第11号様式(略)				第3号様式～第11号様式(略)			

戸田市立図書館の図書館資料に係る利用の制限に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、戸田市立図書館条例施行規則（平成30年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第12条の規定に基づき、館外利用した図書館資料を貸出期間内に返却しなかった者に対する図書館資料の利用の制限について、必要な事項を定めるものとする。

（利用の制限及び種類）

第2条 教育委員会は、図書館資料の貸出しについて、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、当該各号の定めるところにより図書館資料の利用を制限することができる。

(1) 1日以上延滞した場合

- ア 貸出期間を過ぎた図書館資料の貸出期間を延長すること。
- イ 新たに図書館資料貸出しの予約を受け付けること。
- ウ 貸出券を再発行すること。

(2) 30日以上延滞した場合

- ア 新たに図書館資料を貸し出すこと。
- イ 貸出券の有効期間を更新すること。
- ウ 規則第9条の2に規定する貸出券の代替えとするものに係る番号を再通知すること。

（利用停止等の解除）

第3条 教育委員会は、前条の規定により、利用の制限をした利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、図書館資料の利用の制限を解除するものとする。

(1) 前条各号に掲げる延滞している全ての資料が返却されたとき。ただし、戸田市立中央図書館等に設置されているブックポストに返却された場合は、当該ブックポストから当該資料が回収され、図書館において返却処理がなされたとき。

(2) 前条各号に掲げる延滞している全ての資料について、戸田市立図書館条例（昭和58年条例第3号）第7条の規定による賠償がされたとき。

（指定管理者による管理）

第4条 第2条及び前条の規定は、規則第31条の規定により図書館の管理に関する業務を行う指定管理者について準用する。この場合において、第2条

及び前条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」に読み替えるものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

3月教育委員会関係【会議】日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	金					
2	土					
3	日					
4	月					
5	火					
6	水					
7	木					
8	金	第5回難聴言語指導教室入級 支援委員会	難聴言語指導教室入級に係る会議	15:30-16:30	教育センター	教育政策室
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水					
21	木					
22	金					
23	土					
24	日					
25	月					
26	火					
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					

3月教育委員会関係[行事・講座等]日程表

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
1	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
		ととけっこの部屋	親子で一緒にわらべうたで遊び、絵本の読み聞かせを楽しむ	11:00～11:30	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		県公立高入学許可候補者発表				
2	土	昔の道具を使ってみよう	薬研、石うすをつかってものをすりつぶす 糸車で糸をつむぐ	10:00～11:30	郷土博物館	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	9:00～12:00	美笹公民館	生涯学習課
3	日	野鳥を見よう	野鳥を中心に、その時見られるいきものを観察する	9:00～11:00	彩湖自然 学習センター	生涯学習課
4	月	県公立高等学校入学選抜追検査				
5	火					
6	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		プロから学ぶ珈琲の楽しみ方講座	自家焙煎珈琲工房まめぞうの店主から珈琲の産地や種類、焙煎等による味の違いを学ぶ。	10:00～11:30	美笹公民館	生涯学習課
		県公立高入学許可候補者追検査発表				
7	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
8	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
9	土	子供映画会	「うさぎとかめ(ディズニー初期アニメ集)」(70分)	10:30～11:45	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	下戸田公民館	生涯学習課
10	日					
11	月					
12	火					
13	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
14	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
15	金	みんなでバルるんひろば	前半は絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。 後半は保護者同士の交流や、保健師への相談ができます。	10:30～11:30	あいバル3階 軽体育室	生涯学習課
		中学校卒業証書授与式				
16	土	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
17	日	かみとだおはなし会	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなし、おりがみ工作など	10:30～11:30	あいバル2階 和室	生涯学習課
		スマホ・パソコン質問コーナー	パソコン・スマートフォン・タブレット等の基本操作などの各種IT相談	13:00～16:00	新曽公民館	生涯学習課

日	曜日	会議名	内 容	時 間	場 所	主管課
18	月					
19	火					
20	水					
21	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
22	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
22	金	小学校卒業証書授与式				
23	土	おはなしの部屋	読み聞かせ、昔話などの語り	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
24	日					
25	月					
26	火	絵本の読み聞かせ広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居等	10:30～11:30	下戸田公民館	生涯学習課
		小・中学校修了式				
27	水	おはなし玉手箱	絵本の読み聞かせ、紙芝居、おはなしなど	15:30～16:00	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
28	木	託児サービス	保護者が図書館でゆっくりと本を選んだり、学習ができるように、保育士が子どもを預かる	9:30～10:20 10:30～11:20 11:30～12:20 のいずれか1回50分	中央図書館 視聴覚室	生涯学習課
29	金	赤ちゃんおはなし会	絵本の読み聞かせ、手遊び、童謡など。	10:30～11:00	あいバル2階 和室	生涯学習課
30	土					
31	日					

教育委員提案

令和6年第2回教育委員会(定例会)

令和6年2月15日(木)

戸田市役所3階 教育委員室

1 教育委員提案

ページ

児童生徒用タブレット端末と学校トイレの現況及び今後の更新計画について…………… 1
(教育総務課)

地域等からの要望への対応と学校運営協議会の取組について…………… 10
(学務課)

令和6年2月 教育委員提案

1. 児童生徒用タブレット端末の現況及び今後の更新計画について
2. 学校トイレの現況及び今後の更新計画について

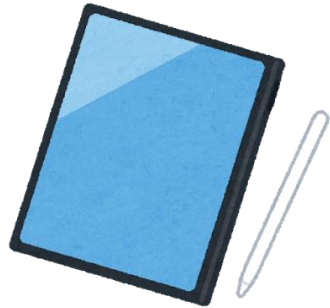
戸田市教育委員会事務局
教 育 総 務 課

1 児童生徒用タブレット端末の現況及び今後の更新計画について

児童生徒用端末の現況

○戸田市の端末配布状況（令和5年度現在）

《Chromebook》



【端末台数】

市内合計 12,231台

※H30に2,000台整備
R01に1,080台整備
R02に7,680台整備
R03に1,471台整備

センター保管 62台

(年度途中で転入等で増した学校
へ配布するための予備機)

学校配布 12,169台
(児童生徒用+予備機)



【児童生徒】

全児童生徒に
Chromebookを貸与

児童生徒数 11,782人
(令和5年5月1日現在：
特別支援学級の児童生徒含む)

《iPad》 ※特別支援学級用



【端末台数】

市内合計 328台

※H30に80台整備
R01に180台整備
R03に68台整備

センター保管 26台

(年度途中で転入等で増した学校
へ配布するための予備機)

学校配布 302台
(児童生徒用+指導者用)



【児童生徒】

全児童生徒及び
指導者にiPadを貸与

特別支援学級児童生徒数
255人
(令和5年5月1日現在)

児童生徒用端末の導入経過と更新計画（Chromebook）

○児童生徒用Chromebookの導入経過と更新計画

導入年度	導入台数	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
H30	2,000	5年リース+5年保守						1年 保守延長								
H31/R1	1,080	5年リース+5年保守														
R2	7,680			購入+5年保守												
R3	1,471				購入+5年保守											
R4~5	-															
R6	3,868							5年リース+5年保守								
R7	7,680								5年リース+5年保守							
R8以降	直近の児童生徒数を踏まえて検討									5年リース+5年保守						

赤塗りつぶしの方はGIGAスクール構想に基づき国庫補助を受けて整備したものの補助対象=児童生徒数の2/3
 なお、上記を除く1/3は地方財政措置されている。 → 地方単独事業

- ・ 初期に導入した端末（H30、R1導入分）が老朽化していることから、令和6年度に端末の更新を実施する。なお、更新にあたっては導入台数を増加し、予備機として備えることで、学校現場での柔軟な運用や修理待ちで端末が無いという状況を減らしていく。

児童生徒用端末の導入経過と更新計画 (iPad)

○特別支援学級用iPadの導入経過と更新計画

導入年度	導入台数	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
H30	80	5年リース+5年保守							1年保守延長							
H31/R1	180	5年リース+5年保守														
R2	-															
R3	68				購入+5年保守											
R4~R5	-															
R6	334								5年リース+5年保守							
R8以降	直近の児童生徒数を踏まえて検討										購入or5年リース+5年保守					

- ・ 初期に導入した端末（H30、R1導入分）が老朽化していることから、令和6年度に端末の更新を実施する。なお、更新にあたっては導入台数を増加し、今後開設を予定している芦原小学校の特別支援学級での活用や児童生徒数の増加に備えていく。

2 学校トイレについての現況及び今後の更新計画について

全国の公立学校トイレの現況

○公立学校施設のトイレの洋式化率の状況調査結果

- 「学校のトイレ」は昔から子どもたちから、いわゆる5K（=汚い、くさい、暗い、怖い、壊れてる）と言われる存在で、公立学校でも様々対策が講じられてきた。近年では生活様式の変化に伴って和便器の利用率の低下が顕著な課題になっており、全国ではトイレ環境の改善に向けて便器の洋式化への取組が進められている。

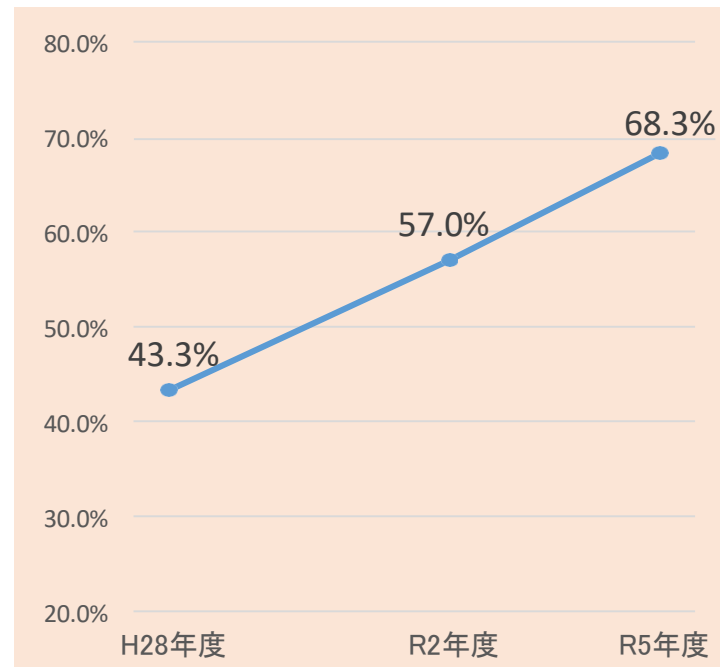
■公立学校施設のトイレ洋式化の状況

令和5年9月1日現在

	洋便器数 (基)	和便器数 (基)	合計 (基)	洋便器率	R2年調査 (上昇率)
小中学校※ ₂	905,447	420,891	1,326,338	68.3%	57.0% (+11.3%)
幼稚園※ ₃	30,871	6,766	37,637	82.0%	75.8% (+6.2%)
特別支援 学校	43,990	5,750	49,740	88.4%	79.4% (+9.0%)
合計	980,308	433,407	1,413,715	69.3%	58.3% (+11.0%)

※バリアフリートイレを含み、男子トイレの小便器は含まない。

■公立小中学校のトイレの洋式化率の推移



(文部科学省「公立学校施設のトイレの状況について（令和5年9月1日現在）」より)

戸田市の小中学校トイレの現況

○市内小・中学校の和洋便器の数と割合

令和6年2月15日現在

	和便器数 (基)	洋便器数 (基)		合計 (基)	洋式化率
		一般	バリアフリー		
小学校 12校	157	604	(567) (37)	761	79.3%
中学校 6校	174	243	(233) (10)	417	58.2%
合計	331	847	(800) (47)	1,178	71.9%

- ・ 全体の**洋式化率71.9%**は全国平均の68.3%を僅かに上回っているが、依然として学校に**331基の和便器が残った状況**になっている。
- ・ 中学校に比べて小学校の洋式化率が高くなっているのは平成10年台の後半から各小学校で児童ワークショップによるトイレリニューアル改修を行い、改修対象の洋便器化を行ったことが理由になっている。

今後のトイレ改修計画

○市内小中学校のトイレ改修予定（和便器から洋便器へ）

- ・市では令和7年度までに小中学校全ての和便器を改修し、学校トイレの **洋式化率100%** を目指している。
- ・また、この改修に併せて各学校の校舎と屋内運動場のそれぞれ1箇所に、バリアフリースイートイレも設置していく。（既に設置済みの学校は除く）

■今後の改修スケジュール

年度	対象校	便器数
令和 6 年度	3校 喜沢中、新曾中、笹目中	117基
令和 7 年度	13校 戸二小、新曾小、美谷本小、笹目小、戸田南小 喜沢小、笹目東小、新曾北小、美女木小、芦原小 戸田中、戸田東中（屋体）、美笹中	202基

※戸田第一小学校、戸田東小学校は改築工事の中で全て洋式化及びバリアフリースイートイレ設置済み。
（戸田東小学校のトレーニング用の和便器2基は洋式化の対象外にする。）

地域等からの要望への対応と 学校運営協議会の取組について

学務課

地域からの要望例

休日の行事等

内容	教職員の参加	学校施設の貸出
保育・幼稚園の体育的行事	無	有
PTA・子供会祭り等	任意	有
子供会行事（小学校）	任意	無
市民体育祭	有	有
金管クラブ・吹奏楽部の演奏	有	無
地域の防災訓練等	有（管理職）	無

団体等からの出品依頼・その他の要望

出品依頼

内容	団体名等	教職員による取りまとめや選定	学校からの提出
歯と口の健康 図画・ポスター・標語	学校歯科医師会	有	任意
防火ポスター	戸田市消防本部	有	任意
明るい選挙啓発ポスター	戸田市行政委員会	有	任意
緑の絵コンクール	公益財団法人戸田市水と緑の公社	有	任意
郷土を描く児童生徒美術	埼玉県校外教育協会	有	任意

その他

内容

各種団体等からの施設使用の依頼

町会等から行事等への参加、協力要請

保護者・地域からの要望、問い合わせ（登校時刻、安全衛生、放課後・休日の過ごし方等）

〇〇教育の実施依頼

民間団体、企業等からのビラ、チラシ等の配布要請

○自分の立場からの主張

「学校で○○をやってほしい」

「地域で○○について協力して欲しい」



○お互いの状況の理解

「教師の仕事って、授業以外にもこんなにあるんだ」

「地域も人材不足で、行事の運営なども大変なんだな」



○イコールパートナーとして相互に信頼

地域と学校とが、本音を語り合える関係

→**子供のよりよい成長と地域全体の活性化のため**

地域と共にある学校づくり
【コミュニティ・スクール】

相互実現

学校を核とした地域づくり
【スクール・コミュニティ】

報告事項

令和 6 年第 2 回教育委員会(定例会)

令和 6 年 2 月 15 日(木)

戸田市役所 3 階 教育委員会室

1 報告事項

ページ

- ① 令和5年度戸田市教育フェスティバルの実施について……………1
(教育政策室)
- ② 令和5年度小・中学校児童生徒プレゼンテーション大会の実施について……………3
(教育政策室)
- ③ 第76回優良公民館表彰について(美笹公民館)……………4
(生涯学習課)
- ④ 視察報告……………9
(教育総務課)
- ⑤ その他

令和5年度戸田市教育フェスティバルの実施について

実施日時：令和6年1月9日（火）

14：15～16：30

実施会場：オンライン（Zoom）

1 参加人数

教職員	教育関係者	県・市議会議員	計
640名	34名	1名	675名

※戸田市長、副市長も現地で参加

〈市外の参加者〉

- ・自治体教育委員会、学校
（埼玉県、宮崎県、岡山県、富山県、古河市、春日井市、津市、横須賀市、守谷市、大府市、玖珠町、その他埼玉県内市町など）
- ・その他大学など教育関係者

2 内容

講師 「演題」	グーグル合同会社 Google for Education 日本統括 小出 泰久 氏 「子供を主語にした学びの実現に向けたICT利活用の在り方について」
------------	--

3 その他

戸田市立教育センターを発信会場、教育委員室を関係者用パブリックビュー会場とし、教職員は所属校にてWEB会議システムにより参加した。

4 講演の感想の一部（教員アンケートから抜粋）

- ・ 普段見ることのない、日本の現状の立ち位置や、他国の状況などをデータを通して知ることができ大変勉強になりました。これまでの慣習にとらわれることなく、業務負担のためにより ICT を活用し、こどもたちと接する時間を多くできるよう努めていきたいと感じました。
- ・ DX は業務が効率化し楽になるツールであるが、DX＝即教育の質の向上ではないということを感じました。楽になり、時間を生み出した現状で教師は教育の質の向上に力を注がなければならないと思いました。今年も頑張ろうと思いました。
- ・ ICT を普段から使っている児童や教員。はじめは戸惑いながらも運用してきたが、間違いではなかったんだと少し安心できるお話が多くありました。やはり、共生・協働には Google は欠かせないツールであると再認識できました。御講話いただきありがとうございました。
- ・ 「変化を許容する心」という言葉が印象的です。せっかく戸田市にいるからこそ受け身になることなく、変化や多様性を許容できるマインドでいたいと思いました。様々な業界の方のお話を聞く機会は、視野を広めるにも大変貴重な機会であると感じます。
- ・ ICT の活用について、「教員で使う場面を選択していい」という言葉に救われました。1年目で使い方がよくわからず、焦った場面も多くあったので、無理せず、業務を軽減できるよう上手く使っていこうと思いました。
- ・ 具体的なビジョンはまだ思い浮かべられていないが、生徒たちの未来がどんどん変わっていく中で、我々も授業を変えていくために授業研究や自己研鑽のための努力を怠ってはいけなと考えることができた。今後も生徒が学ぶ授業ができるよう授業力向上を目指したい。
- ・ 戸田市として取り組んできた事が、大変意味があることであるという再確認ができました。教育のDX化がもたらす利点がわかりやすかったです。小学校から高校まで、途切れない学び、いつでもどこでも他者と協働しながら学びを深めていけるICT活用を、今度も有効的に活用していこうと思いました。

令和5年度 戸田市小・中学校児童生徒
プレゼンテーション大会の実施について

実施日時：令和6年1月27日（土）

13:00～16:30

実施会場：戸田市文化会館 大ホール

1 参加人数

学校管理職・ 教職員	出場児童生徒・ 保護者	一般児童生徒・ 保護者	来賓・ 教育関係者	計
64名	238名	35名	14名	351名

※参考：令和元年度（対面実施）は338名

2 内容

- (1) 開会 教育長挨拶
- (2) 発表 小学生の部
中学生の部
- (3) スペシャルデモンストレーション
- (4) 審査結果発表
- (5) 表彰
- (6) 各審査員による講評
- (7) 閉会



3 結果

金賞 笹目小学校「図工の立体作品を壊さずに持ち帰ろう」
新曽中学校「鍵っ子に安全を届ける防災ゲームの提案」

銀賞 喜沢小学校 戸田東中学校
笹目東小学校

銅賞 戸田第一小学校 戸田中学校
新曽小学校
戸田南小学校

4 その他

- ・「Education Weeks」（～2月6日）に市内全教職員が動画を視聴
- ・2月9日（金）～2月29日（木）に限定公開アーカイブ配信（視聴を希望する戸田市内教職員・保護者・関係者のみ）
- ・金賞2校のプレゼンテーション動画をYouTubeに掲載

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

最優秀館（1館）			
都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
北海道	網走市	あばしりしおほーつく・ぶんかごうりゅうせんたー 網走市オホーツク・文化交流センター	情報技術を活用した地域学の取り組み

優秀館（6館）			
都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
神奈川県	綾瀬市	あやせしりつちゅうおうこうみんかん 綾瀬市立中央公民館	学びと笑顔が集まる公民館
神奈川県	平塚市	ひらつかしりつなでしここうみんかん 平塚市立なでしこ公民館	未来へ種をまく。合言葉は「オールなでしこ」
福井県	永平寺町	えいへいじちようかみしひこうみんかん 永平寺町上志比公民館	できることを1つずつ つどい・まなび・むすび・つながっていく公民館
静岡県	浜松市	はままつしとみつかきようせんたー 浜松市富塚協働センター※	地域コミュニティの原点は、楽しい時間を共有すること
広島県	廿日市市	はつかいちしあさはらしみんせんたー 廿日市市浅原市民センター※	あなたは浅原で何したい？～あさはらビジョン2023～
熊本県	菊池市	きくちしちゅうおうこうみんかん 菊池市中央公民館	「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」～生涯学習と次世代人づくりの循環～

表彰館一覧（上記7館含む）				
No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
1	北海道	網走市	あばしりしおほーつく・ぶんかごうりゅうせんたー 網走市オホーツク・文化交流センター	情報技術を活用した地域学の取り組み
2		比布町	ひつぷちようこうみんかん 比布町公民館	公民館を活用したまちづくり
3	青森県	青森市	あおもりしとうぶしみんせんたー 青森市東部市民センター	地域の住民が集う市民センターへ
4		六ヶ所村	ろっかしょそんりつちゅうおうこうみんかん 六ヶ所村立中央公民館	興味から趣味へ、趣味から生きがいとなるきっかけの場、公民館
5	岩手県	岩手町	いわてまちちゅうおうこうみんかん 岩手町中央公民館	S D G s 岩手町 ひとと文化を大切に教育のまち
6		一関市	いちのせきせんまやしみんせんたー 一関市千厩市民センター	健康で笑顔あふれる地域を次世代へ
7	秋田県	大館市	おおだてしりつにいでこうみんかん 大館市立二井田公民館	「伝承」「防災」「交流」の地域の拠点
8		由利本荘市	ゆりほんじょうししいしざわこうみんかん 由利本荘市石沢公民館	地域でつくる公民館
9	山形県	米沢市	よねざわしばんせいこみゆにていせんたー 米沢市万世コミュニティセンター※	「温もりの館 ～ 地区民の顔が見える交流をしよう」
10	福島県	会津若松市	あいづわかまつしおおとこうみんかん 会津若松市大戸公民館	地域課題解決に寄りそう公民館
11		国見町	くにみちこうみんかん 国見町公民館	人とのふれあい・集いの場国見町公民館
12	茨城県	稲敷市	いなしきさくらがわこうみんかん 稲敷市桜川公民館	公民館復活！公民館は楽しくてしょうがない
13	栃木県	宇都宮市	うつのみやしきよはらしょうがいがくしゅうせんたー 宇都宮市清原生涯学習センター※	わがまち清原を知り、LRTとともに魅力を発信しよう！
14	群馬県	館林市	たてばやしむらせこうみんかん 館林市渡瀬公民館	地域みんなて、笑顔あふれる渡瀬公民館
15		高崎市	たかさきたまがわこうみんかん 高崎市滝川公民館	音楽のある街 音楽のある公民館

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
16	埼玉県	さいたま市	さいたま市立大久保東公民館	あなたと共に地域の未来をつくる公民館
17		川口市	川口市立新郷南公民館	ニーズを探求する公民館
18		深谷市	深谷市大寄公民館	世代間・地域内の交流を深める
19		戸田市	戸田市立美笹公民館	いつでも・どこでも！ 地域とつながる @美笹公民館
20	千葉県	千葉市	千葉市若松公民館	学習を生かした活力あるコミュニティ作り
21	神奈川県	綾瀬市	綾瀬市立中央公民館	学びと笑顔が集まる公民館
22		平塚市	平塚市立なでしこ公民館	未来へ種をまく。合言葉は「オールなでしこ」
23		相模原市	相模原市立星が丘公民館	エンパワーメントを生かし合う地域活動を目指して
24	新潟県	三条市	三条市三条東公民館	花と憩いの「美しい公民館」を目指して
25		佐渡市	佐渡市公民館	学びで拓くトキめき 豊かさ 人づくり
26	富山県	富山市	富山市立速星公民館	まだ知らない?! 1 回来てみられ～
27		射水市	射水市金山コミュニティセンター※	金山の未来を考える-様々な垣根をこえた対話の創造-
28	石川県	羽咋市	羽咋市立邑知公民館	継続と創造
29		白山市	白山市立出城公民館	健康で笑顔あふれる地区づくり
30	福井県	永平寺町	永平寺町上志比公民館	できることを1つずつ つどい・まなび・むすび・つながっていく公民館
31		坂井市	坂井市兵庫コミュニティセンター	地域は“家族” コミセンは“わが家” 地域性を生かして 住む人みんなが“幸福”に
32	長野県	佐久市	佐久市中央公民館	子どもを核として人と人をつなぐ取組み
33		小布施町	小布施町公民館	地域に学び、ふるさと小布施を探究する
34	岐阜県	郡上市	郡上市和良地域公民館	地域と関わり、地域で育つ（青少年育成部会の取り組み）
35		恵那市	恵那市武並コミュニティセンター※	地域みんなで武並町の子どもの育てる
36	静岡県	浜松市	浜松市富塚協働センター※	地域コミュニティの原点は、楽しい時間を共有すること
37		静岡市	静岡市高部生涯学習交流館※	人・自然の調和するまち 高部
38		静岡市	静岡市大里生涯学習センター※	「大里かるた」でふるさと再発見！
39	愛知県	大府市	大府市立神田公民館	学びって面白い！
40		豊川市	豊川市小坂井生涯学習センター	世代を超えて愛される施設を目指して
41	滋賀県	彦根市	彦根市稲枝地区公民館	Let's Begin Now
42	京都府	宇治市	宇治市生涯学習センター※	つながれ ひろがれ まなびの“わ”

※・・・公民館と同等の施設

第76回優良公民館表彰 表彰館一覧

No.	都道府県名	市町村名	公民館・施設名	キャッチフレーズ
43	大阪府	貝塚市	貝塚市立中央公民館	つどい・まなび・結ぶ公民館
44	兵庫県	養父市	養父市立やぶ市民交流広場	人と文化と郷土をつなぎ、未来を創る学びと交流の拠点
45		上郡町	上郡町生涯学習支援センター※	オンラインで「つながる」「学べる」センターへ!
46	奈良県	天理市	天理市立福住公民館	「つながる」「公民館」と「ひと」と「まち」
47	鳥取県	鳥取市	鳥取市立明治地区公民館	豊かな自然を活かした地域づくり
48	島根県	邑南町	邑南町中野公民館	中学生SALON～ゆるく楽しく繋がるサードプレイス～
49		浜田市	浜田市安城まちづくりセンター	マジで頑張る 安城!
50	岡山県	奈義町	奈義町公民館	つながる公民館!
51		瀬戸内市	瀬戸内市長船町公民館	保護者と地域をつなげる公民館
52	広島県	広島市	広島市阿戸公民館	“あと”に残したいホテルと住民のかがやきプロジェクト!
53		廿日市市	廿日市市浅原市民センター※	あなたは浅原で何したい?～あさはらビジョン2023～
54		福山市	福山市藤江交流館※	まちづくりサポートセンターふじえ
55	山口県	長門市	長門市依山公民館	ひとり一役・みんなが主役
56		阿武町	阿武町中央公民館	固定化を打破。新たなつながりを目指して!
57		山口市	山口市陶地域交流センター※	つながり拠点 陶地域交流センター
58	徳島県	吉野川市	吉野川市山瀬公民館	つながりの「輪」を広げ、「和」を深める公民館をめざして
59	愛媛県	西条市	西条市玉津公民館	アクティブ玉津推進事業
60		新居浜市	新居浜市立神郷公民館	大好き! 神(かみ)の郷(さと) 神郷
61		西予市	明間地域づくり活動センター	水から生まれたピュアな里あかんま
62	佐賀県	唐津市	唐津市肥前公民館	みんなでワクワク! 学び合い・交流する公民館
63	長崎県	長崎市	長崎市三和公民館	人・家・地域の和 繋がりを創造する三和
64	熊本県	菊池市	菊池市中央公民館	「郷土が人を育み人が郷土を育む文教のまち菊池」～生涯学習と次世代人づくりの循環～
65	大分県	九重町	九重町東飯田公民館	地域と協働して行う「ひとづくり・まちづくり」
66	鹿児島県	枕崎市	枕崎市桜山地区公民館	だれもが「主人公」、「つながり」を広げる公民館
67		鹿児島市	鹿児島市東桜島公民館	小みかんも一緒に笑い学ぶ公民館 南岳にひろがる和
68		鹿屋市	鹿屋市コミュニティセンター-吾平振興会館※	集う楽しみ・学ぶよろこび・活かす吾平振興会館
69	沖縄県	北谷町	北谷町美浜区公民館	学び・語らい・楽しく集えるコミュニティ施設を目指す

※・・・公民館と同等の施設

いつでも・どこでも！ 地域とつながる @美笹公民館

戸田市立美笹公民館(埼玉県)



埼玉県立南稜高等学校連携講座 夏休み子どもチアダンス



オンライン(オンデマンド)戸田の歴史講座

公民館の沿革・年表

昭和51年 戸田市立西部福祉センター(昭和47年開設・図書室併設)内に複合施設として戸田市立美笹公民館設置

平成20年 施設内に親子ふれあい広場設置

平成26年 2階ロビーに多世代交流ひろば設置

平成31年 ITパソコン相談開始

令和元年 いいとだスポット(フリーWi-Fi)設置

令和4年 オンデマンド併用のハイブリッド講座開始

令和5年 一部貸室のWi-Fi利用整備

左図・写真の説明など(PRポイントなども可)

県立南稜高等学校連携講座「夏休み子どもチアダンス」全国大会で活躍する南稜高校のバトントワリング部の生徒からチアダンスの技を教わり、最終日には参加者の小学生が音楽に合わせて踊ることができ、異世代交流に寄与した。

オンライン(オンデマンド)戸田の歴史講座「戸田市域に残る史料等から歴史を学ぶ」

会場での受講とYouTube動画で学ぶオンデマンド配信を併用したハイブリッド講座を、市内公民館で初めて実施した。江戸時代の戸田ヶ原の原風景を講座会場の他、いつでもどこでも学べる機会を提供した。

公民館情報		1. 公民館対象人口	33724人	3. 来館者のインターネット接続環境	有線・無線の両方
		2. 建物設置年月日	昭和51年11月1日	4. 来館者のインターネット接続最大端末数	80台
5. 運営主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市町村教育委員会 <input type="checkbox"/> 指定管理者 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
6. 来館者数	<input checked="" type="checkbox"/> 学級・講座 658人 <input checked="" type="checkbox"/> 貸館、サークル活動 12901人 <input checked="" type="checkbox"/> 講演会、展示会等 234人 <input type="checkbox"/> その他 0人 ()				合計 13,793人
7. 職員数	<input type="checkbox"/> 専任 0人 <input checked="" type="checkbox"/> 兼任 3人 <input type="checkbox"/> 非常勤 1人 <input type="checkbox"/> ボランティア協力者 0人 (職員のうち社会教育主事有資格者の数 1人 職員のうち社会教育士の数 0人) 合計 4人				
8. 予算	<input checked="" type="checkbox"/> 市区町村予算 <input type="checkbox"/> 委託金 <input type="checkbox"/> 自治組織等予算 <input type="checkbox"/> 寄附等 <input type="checkbox"/> その他 ()				
9. 公民館運営審議会	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他 ()				
10. 公民館が実施している、もしくは、関わっている取組・事業の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 子育て支援 <input checked="" type="checkbox"/> 家庭教育支援 <input checked="" type="checkbox"/> 子どもの体験活動 <input type="checkbox"/> 子ども食堂 <input type="checkbox"/> 若者のまちづくり参画 <input checked="" type="checkbox"/> 健康づくり <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者の学び支援 <input type="checkbox"/> 障害者の学び支援 <input checked="" type="checkbox"/> ICTの活用 <input checked="" type="checkbox"/> 防災 <input checked="" type="checkbox"/> 地域学校協働活動 <input type="checkbox"/> コミュニティ・スクール <input type="checkbox"/> ボランティア養成 <input checked="" type="checkbox"/> 地域資源を活用したまちづくり <input type="checkbox"/> 日本語を母語としない住民の学び支援 <input type="checkbox"/> 自主夜間中学 <input type="checkbox"/> その他 ()				
11. 施設の特徴、魅力	<input checked="" type="checkbox"/> 複合施設 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 生涯学習センター <input checked="" type="checkbox"/> その他 (西部福祉センター、市民課美笹支所、親子ふれあい広場) <input type="checkbox"/> 自由記述 (災害時には避難所として利用されている。)				
12. 各種事業等で連携・協働している団体等(団体名記述)	<input type="checkbox"/> 幼稚園・保育所 <input checked="" type="checkbox"/> 小中学校 <input checked="" type="checkbox"/> 高校 <input checked="" type="checkbox"/> 大学 <input checked="" type="checkbox"/> 企業 <input checked="" type="checkbox"/> NPO <input checked="" type="checkbox"/> 各種団体 <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関 <input checked="" type="checkbox"/> 図書館 <input checked="" type="checkbox"/> 博物館 <input type="checkbox"/> 青少年教育施設 <input type="checkbox"/> その他 (戸田市立美笹中学校、埼玉県立南稜高等学校、青山学院大学、NPO法人戸田市ITボランティアの会、戸田歴史ガイドの会、戸田市立図書館、戸田市立郷土博物館、彩湖自然学習センター、(公財)水と緑の公社、市内事業所、戸田市商工会、戸田市役所)				

戸田市立美笹公民館

OPEN 8:30 ~ 21:30

TEL 048-421-3024

HP <https://www.city.toda.saitama.jp/>

SNS <https://www.facebook.com/todacity/?local>





1. 取組を進めた要因・背景、地域課題、住民ニーズなど

- 戸田市は東京に隣接し、人口の平均年齢が42.0歳と埼玉県内で最も「若いまち」である。美笹地域は、市の都市化した中央部から離れた西部にあり、荒川河川敷に広がる彩湖や道満の豊かな自然と歴史の面影が残る地域である。
- 美笹公民館は福祉センター内にあり、地域住民の活動や学びの場になっている。しかしながら、老朽化が進み、また、美笹公民館の認知度が低く、利用者も高齢者や特定の団体に固定化している。特に若年層の利用が少ない状況である。さらに、地域の学校や町会などとの連携や地域人材の活用場面が少ない点が課題である。
- 人生100年時代を迎え、自分らしく豊かに生きるための生涯学習の需要が高まるとともに、いつでもどこでもだれでも学べるオンライン学習や高齢者のデジタルリテラシーの向上、学びから活動へとつながるきっかけが求められている。

2. 取組内容（力を入れている活動、特徴的な活動、地域課題解決の活動、運営の工夫など）

- オンライン（オンデマンド）講座の開設
市内の公民館で初めて、「戸田の歴史講座」及び「断捨離講座」を会場受講と共に当日の講義動画を市公式YouTubeで配信した（ハイブリッド型講座）。オンデマンド受講は、会場受講者の約2倍の人数の申込みがあった。受講者は**自分のスマホやパソコン、タブレット等でいつでも、どこでも、何度でも動画で繰り返し学習**ことができ、公民館への来館が難しい方でも、それぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことができる機会を提供した。
- デジタルデバイドの解消
市民のICT活用を支援するため、NPO法人戸田市ITボランティアの会に委託し、毎月第1土曜日にスマホやパソコン質問コーナーを開催している。また、**講座案内のチラシ裏面を活用し、オンライン講座の受講方法を見える化**して周知した。
- 学校・地域のつながりづくり
講座の企画にあたり、「戸田市生涯学習人材バンク」に登録している講師や高等学校の部活動に講師を依頼し、市民や生徒が学んだ成果を地域に還元する機会を提供した。
- 情報発信の拡充（公民館だより・ホームページ・SNS）
公民館だよりをリニューアルして職員が取材した地域情報（美笹地域の学校や町会活動、地域行事等）を掲載するとともに**ホームページやSNSの情報発信を充実**させ、地域への理解を深める機会を提供した。

いつでも、講座を楽しもう！

オンデマンド受講の方法

「オンデマンド受講」とは？
会場の講義の様子を撮影した動画を、毎日市公式YouTubeにアップロードします。好きな時間に、何度でも見ることができます。
※ 申込み限定・期間限定公開

- 申し込み方法**
専用URL・スマートフォン等で、前の二次コードを QR を読み取り、講座の申込フォームからお申し込みください。
※ 受講方法はオンデマンド受講を要請してください。
- 視聴方法**
講座終了後、約1週間程度は動画を自動で、申込時にご入力いただいたメールアドレスに、お届いたします。
URLをクリックすると、動画を視聴することができます。
※ URLの例：https://youtu.be/...
※ 申し込み数量は定員のため、申し込みの多い講座はご留意ください。
※ 無料視聴ですが、メール配信の公開権限を確認ください。
※ 視聴時の通信料は各自の負担となります。
- 受講後**
視聴用URLの送信時に、アンケートの送信をいたします。
視聴後に、アンケートへの回答にご協力をお願いします。

講座チラシ裏面を活用した
オンライン講座の見える化

ITパソコン相談

3. 取組による成果や効果

- ハイブリッド型講座の実施により、**これまでなじみがなかった若い世代をはじめ幅広い世代や、近隣だけではなく市域全体の市民の利用**があり、広く学びを提供した。
- スマホ・パソコン相談のチラシやポスターにより広報を強化したことにより、**毎月の利用者の相談が増加し、高齢者のIT関係の困りごとに対応**できた。
- 公民館だよりの取材により学校や町会活動、地域行事等を訪問取材する中で地域とのつながりを育み、学校との信頼関係を構築し、学校連携講座や学校から美術部作品展の企画を提案いただいた。学校連携講座や展示については、生徒の地域での発表の機会になるとともに、生徒へ多くのメッセージが寄せられ、学校・地域の相互交流の成果があった。



4. 取組の検証・改善を行う仕組み・方法

- 学校関係者や社会教育・家庭教育関係者、サークル団体代表者で構成する戸田市公民館運営審議会（年2回、12名）において、公民館の実施計画や実績報告、「公民館の今後のあり方」に基づいた具体的取組の検証をしている。
- 市民が講師となり活躍する場を提供することにより、生涯学習の担い手づくりをしている。
- 各講座終了時に参加者のアンケート実施や意見交換を行い、今後の講座や事業企画を検討している。

5. 公民館として大切にしていること、大切にしている考え

- 美笹地域での学びあいを育み、地域でのつながりをつくるため、普段からの窓口や電話対応、公民館だよりの取材等での地域の方とのコミュニケーションを大事にして、利用者のニーズや地域の状況を把握するなど、地域との顔が見える関係づくりを大切にしている。
- 「**地域の人が主役になれる公民館**」を目指し、地域人材の講師への起用や、来館者のニーズに沿った学習情報の提供を意識している。



6. これから公民館をどのようにしていきたいか。次の仕掛けやビジョンなど。

地域の人々や企業、学校等が講師となり、地域の中で学びあいができるように学びをつないでいくとともに、**ICTの積極的な活用**により、いつでも、どこでも、どなたでも学べる拠点となるよう、市民と学びや活動をコーディネートしてつなげていく公民館運営に取り組んでいきたい。



戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察報告書

令和5年12月21日(木)から22日(金)まで

広島県福山市教育委員会

- ・福山市教育委員会の取組について

広島県福山市立常石ともに学園

- ・学校訪問

令和5年度戸田市教育委員会 教育行政視察研修

視察日時 令和5年12月21日(木)～22日(金)

視察参加者	教育長	戸ヶ崎 勤
	教育長職務代理者	仙波 憲一
	委員	木村 雅文
	委員	長道 修
	教育政策室主幹兼指導主事	小村 哲也
	教育総務課副主幹	我妻 かおり

視察場所 福山市教育委員会(1日目)

広島県福山市東桜町3番5号

常石ともに学園(2日目)

広島県福山市沼隈町常石984-1

視察の目的 広島県福山市で取り組んでいる「子ども主体の学び」、「カリキュラム・マネジメント」、「不登校児童・生徒への支援」や「イエナプランスクール」等の先進的な取組や実践について学び、戸田市の教育改革に還元していくため。

福山市 教育委員会

視察内容

福山市教育委員会の取組について

- (1) 福山100NEN教育について
- (2) イエナプラン教育について

1 福山市の概要

福山市は広島県の東南端，瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置する備後地域の中核都市で，南北45.7km，東西29.5kmにわたり，面積は518.14km²である。

南方海上には，仙酔島，走島，宇治島，田島，横島等の島があり，気候は，温暖で雨量が少なく，晴天の日が多い瀬戸内海式気候である。

古代には備後国分寺や備後国一宮である吉備津神社がおかれ，中世には芦田川河口近くに位置する港湾集落である草戸千軒や，その背後に明王院が成立し，古くから潮待ちの港として栄えた鞆の浦が，瀬戸内海の重要な交易拠点として発展した。

近世には，1619年（元和5年）に水野勝成が備後十萬石の領主となり，西国鎮衛の拠点となる城郭を築き，地名を「福山」と名付けた。

明治以降，福山は備後地域の中心的役割を果たし，1916年（大正5年）に市制を施行し，福山市が誕生した。1945年（昭和20年）の空襲により市街地の8割を焼失したが，戦後は臨海工業地帯として発展し，1998年（平成10年）には中核市へ移行した。今日では，人口約47万人を擁する，中国地方では四番目の都市となり，2016年（平成28年）7月には，市制施行100周年を迎えた。

2 福山市の教育の特徴

福山市では、福山城を活用し、子供たちの歴史文化の学習に資するよう「ふるさと学習」など地域の歴史学習の機会を捉え、学校教育のカリキュラムと連携した取組も行っている。

3 視察概要

三好雅章教育長、学校教育部長 亀山貴治様、管理部長 藤井紀子様など幹部の方々より、先進的な教育を進める福山市の教育について、以下内容を中心にお話を伺い、意見交換をした。

- ・教育課程のあり方について
- ・働き方改革について
- ・コミュニティ・スクールのあり方について
- ・教育ダッシュボードの構築の必要性について
- ・教職員の育成などについて
- ・イエナプラン教育の導入の背景やその効果について

4 考察

視察先である福山市役所を訪れると、13階建ての立派な庁舎だった。さらに驚いたのは、教育委員会事務局が最上階の13階のワンフロアにすべて集められていた。また、お話を伺った教育長室は、市内がよく見える、見晴らしの良い角部屋だった。事務局の立地等で、教育が向上するわけではないと思うが、市として教育に力を入れているのではないかと感じた。

福山市は、市の象徴ともいえる福山城を教育にも取り入れ、地域に根差した教育を行っており、うらやましく思えた。

三好教育長と戸ヶ崎教育長は、長い付き合いであり、教育課程の在り方などについて、改めて考え方を確認しあった。また、学校の教育目標の実現のためのカリキュラム・マネジメントや、指導計画の作成には、家庭や地域連携が大切であることを話し合い、交流を深めた。

福山市は、多くの誇れる文化や歴史があり、無限の可能性を感じつつ、その後も、働き方改革や、教職員の育成、コミュニティ・スクールなどについて熱い議論を交わした。教育の目指す方向が同じであれば、地域や文化などが違えども、得たものは大きかった。

今回の視察で、今後もさらに協力していきたいと、両市で確認した。

5 移転可能性の高い福山市の取組について

福山市は、地域の人材や教育資源等を活用し、地域に根ざした教育を推進しており、学校教育目標実現のためにはカリキュラム・マネジメントが必要不可欠であることを再認識したところである。戸田市においても、地域や学校の実態等に応じて連携一層深めていき、カリキュラム・マネジメントの実現を図る。



福山市役所



教育長室

広島県福山市立 常石ともに学園

視察内容（学校訪問）

- ・ 経営説明、研究説明等
- ・ 授業見学等
- ・ 協議等

イェナプラン教育

<精神> ... 20の原則

1～5 めざす理想の人間像

6～10 理想の社会像

11～20 その実現に向けた学校像

人間について どの人も...

- 1 世界にたった一人しかいない。(かけがえのない価値)
- 2 自分らしく成長していく権利を持っている。
- 3 自分らしく成長するために、他者、自然や文化、様々なものとの関係を大切にしなければならない。
- 4 その人にしかない人格を持った人間として受け入れられ、尊重されなければならない。
- 5 文化の担い手、改革者として受け入れられ、尊重されなければならない。

社会について 私たちは...

- 6 それぞれの人が持っている、かけがえのない価値を尊重しあう社会をつくる。
- 7 それぞれの人のアイデンティティを伸ばす社会をつくる。
- 8 人と人との違いやそれぞれの人の成長や変化を受け入れる社会をつくる。
- 9 地球と世界を大事にし、よりよい社会をつくる。
- 10 自然や文化の恵みを、未来に生きる人たちのために、責任を持って使う社会をつくる。

学校について 学びの場は、では...

- 11 かかわっている全ての人にとって、独立かつ共同して作る組織。社会からの影響も受けると同時に、社会にも影響を与える。
- 12 働く大人たちは、1から10までの原則を子どもたちの学びの出発点として仕事をする。
- 13 教えられる教育内容は、実際の暮らしの世界、知識や感情を通して得た経験の世界、社会が持っている文化の恵みの中から引き出される。
- 14 教育活動は、教育学的によく考えられた道具や環境を用意して行う。

- 15 教育活動は、対話・遊び・仕事(学習)・催しの4つの基本的な活動を交互にリズムカルに行う。
- 16 子どもたちがお互いに学び合い・助け合いができるように、年齢や発達の違う子どもたちを組み合わせたグループをつくる。
- 17 一人でできる遊びや学習と、グループリーダーが指示・指導する学習を交互に行う。
- 18 学習の基本である、経験・発見・探究と、ワールドオリエンテーションが中心的な位置を占める。
- 19 子どもの行動や成績の評価は、成長の過程を見るという観点を大切にし、子ども自身と話し合いをする形で行う。
- 20 何かを変えたり、より良いものにしたりする活動を常に行うことが必要。そのためには、実際にやる、それについてよく考えることを、いつも交互に繰り返す態度が大切。

1 視察概要

校長 甲斐和子様をはじめ、教職員の皆様にお話を伺い、実際に教室での様子を見学させていただき、以下の内容について学んだ

- ・福山市立常石ともに学園は、日本初の公立学校のイエナプランスクールである。
「イエナプラン教育の取組は、目的ではなくコンセプトである」ことについて。
- ・異年齢集団での学級編成や4つの基本活動を軸にした教育活動について
(対話、遊び、仕事「ブロックアワー」、催し)
- ・子供たちが異年齢集団で活動する様子について。
- ・子供主体の学びをについて
- ・教育課程編成について
- ・年間指導計画について。学力の基礎となる「言葉と数」の習得について
- ・教職員の研修について
- ・学習評価について
- ・学校運営協議会について

2 考察

授業参観も含め、イエナプラン教育について、学ばせていただいた。1年生から3年生のクラスと、4年生から6年生の異年齢の学級編成であり、学年を超えた共通の問題を協働的に学ぶ活動を行っていた。学びを通して、子供の自立、共生、自己表現を目指していた。

特に、学力の基礎となる「言葉と数」の習得を大切にしており、一人一人の学ぶ過程、理解するスピードを大切にし、つまづきを取り上げながら対話的・体験的に学ぶ場を組み合わせ取り組まれていることに感激した。また、「イエナプラン教育の取組は、目的ではなくコンセプトです」とのことで、手段が目的化しないよう、子供たちの成長のために日々取り組まれている教職員の方々が印象的だった。

3 移転可能性の高い常石ともに学園の取組について

常石ともに学園は、イェナプラン教育を目的とするのではなく、子どもが自立的に学習したり、異年齢集団で学んだりするなど、「子ども主体の学び」実現のための手段として「イェナプラン教育」を推進している。戸田市においても目的を明確に定め、各校の子供たちの実態に合わせて、一人一人の子供の学ぶ過程や理解するスピード等を大切にし、つまづきを取り上げながら、「誰一人取り残されない教育」を推進していく。



常石ともに学園



授業参観

【参考】福山市、戸田市について（出典：各市ホームページ）

・面積、人口（令和5年11月1日現在）

		福山市	戸田市
面積（km ² ）		517.72	18.17
人口（人）		458,674	142,237
人口密度（人/km ² ）		885.9	7,828.1
世帯数		215,637	69,210

・学校数、児童生徒数（令和5年5月1日現在）

		福山市	戸田市
学校数	小学校	69（+2）	12
	中学校	30（+2）	6
児童生徒数	児童（人）	23,883	8,047
	生徒（人）	11,339	3,725
	合計（人）	35,222	11,772

（+2）は義務教育学校

・教育費（令和5年度一般会計当初予算）

	福山市	戸田市
歳出合計（千円）	184,160,000	59,060,000
うち教育費（千円）	20,959,066	9,698,250
構成比（％）	11.4	16.4

・将来都市像、教育振興基本計画基本理念、大綱

福山市	将来都市像	ひとが輝き 夢をはぐくむ 未来創造都市 ～ばらのまち 福山～
	教育振興基本計画基本理念	次の100年へ，更にその先の未来に向かって 「福山100NEN教育」の推進 私たちの毎日が，未来になる。
	大綱	「第三次福山市教育振興基本計画」をもって 教育等に関する施策の大綱とします。
戸田市	将来都市像	『このまちで良かった』 みんな輝く未来共創のまちとだ
	教育振興基本計画基本理念	生き生きと 共に育む 教育のまち 戸田 ～とだっ子 やり抜く力で 未来に夢を～
	大綱	戸田市教育大綱 基本方針 共に「つくり まもり つなぐ」教育のまち 戸田